

セミナー参加報告

(H. 31. 5. ~~14~~²⁹)

市議会議員 松 崎 正 和

主 催	(株)地方議会総合研究所
日 時	5月14日(火) 10時～17時
場 所	(東京)アットビジネスセンター池袋駅前別館
テーマ	『効果的な質問・質疑のチェックポイント』 『不規則・不穏当発言への適切な対応手法』
対応者 (講師)	廣 瀬 和 彦 (株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事
概 要	
◆効果的な質問・質疑のチェックポイント	
1. 質問の種類	
・一般質問、緊急質問、関連質問、文書質問＝文書による質問で、議会開会中に行う (議会の意思決定はできない)	
2. 質問の範囲	
<u>第三セクター等の不祥事に対する質問の是非</u>	
・一部事務組合や第三セクターに対する事項は質問の対象となるか?⇒	
・一部事務組合と当該団体の関係を考慮する必要あり⇒	
・さらに、一部事務組合には独自の議会が設けられていることにも留意⇒	
・構成団体の議会の一部事務組合について質問することは全く認められないか?⇒	
・分担金の支出についてなどの一定の形式的な内容については可能⇒	
・しかし、一部事務組合の議会と競合してしまう⇒	
・一部事務組合議会議員に選出された議員は、随時、母体の議会に一部事務組合の現状と問題点を報告しているか?⇒	
・一部事務組合の議員は、当該団体を代表して議員になっているが、この「代表性」についての認識が希薄	
<u>質問で、市長に個人的見解を求めることは可能か?</u>	
・議員は当該団体の事務について質問し、長は事務執行の最高責任者として答弁する ⇒	

- ・したがって、「公人としての市長」の答弁が明快でない場合であっても、市長個人としての答弁を求めることはできない

質問における「要望」

- ・質問は当該団体の事務についての疑問点と意見を述べ、これに対して執行機関が現状と対応策を回答するもの⇒
- ・しかし、議員によってはいくつかの質問を述べた後、自己の要望を執行機関に述べる場合がある⇒
- ・議会は執行機関に対する要望団体ではなく、議会本来の役目ではない。要望を述べることは、議員が口頭による請願を行っているようなもの⇒
- ・議会は住民から選ばれた議員が住民のニーズを本会議の場で反映し、執行機関に公式の所信や対策を求めるところである。住民のために政策論争をして知恵を出し合い、よりよい施策、経費の効率的使用を図ることを目的とする⇒
- ・したがって、本会議における質問の中で「要望」は適当ではない

3. 質問において最も大事にすべきこと

- ・現場主義を徹底すること（住民相談をおろそかにしない）→個別・固有の問題が、まち全体の問題につながる可能性あり→議員はまちにおける個別利益と全体利益の両方に配慮する必要あり
- ・執行機関への聞き取り→問題となっている行政に対し執行機関の担当課としての見解を聞く→議員としての自らの考えを述べる必要はない（一般質問で行えばよい・例外としてその場で即時改善が必要・可能であれば軽易なものは述べる）→逆に議員が聞き取り調査をされてしまったら本末転倒→執行部は質問通告書提出にかかる聞き取りより重要視

4. 一般質問での具体的改善点

- ①長の計画や事業に対する内容の確認が多い⇒事前に担当課への調査でおおよそわかるので他の件への質問に回せる
- ②類似事例で、他の団体ではどのような対応をしたのか具体的な説明が少ない
- ③執行機関の対応に問題があるとしながらも、自らの考えを対案として述べるのが少ない
- ④要求するにあたりなぜ当該事項を要求するのか、早期にやるべきなのか、経費や効果などの説明が欠けている
- ⑤検討するという長の答弁に対し、具体的にいつから始めるのか追及が緩やか

- ⑥予算措置を計画的にという質問があるが、財政が厳しい中どのように計画すべきかについての、具体的私見がないので自らの考えを入れる
- ⑦住民からの意見が具体的に述べられておらず、議員自ら想定した中での議論に終始していることが多い
- ⑧過去の執行部の答弁をあまり引き合いに出していない

5. 予算特別委員会質疑の改善点

- ①款や項の予算金額における疑義に対する質疑が非常に少なく、事業についての内容の説明を聞く質疑になってしまっていること→質疑のきっかけにすることはいいがそれだけでは不足
- ②スクラップ&ビルドを踏まえ、予算に対して優先順位をつけるかたちでの質疑が少なく、現状肯定であること
- ③ほかの市町村の状況を執行部に聞くより自分で調べる必要あり
- ④決算における審議・審査に全く触れていないこと
- ⑤実際に必要である金額について、他市町村を参考に算出していないため執行機関の答弁に反論できていない

◆不規則・不穏当発言への適切な対応手法

1. 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

- 国会議員⇒憲法 51 条で免責特権あり
両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない
- 地方議員⇒憲法・地方自治法ともに規定なし

2. 名誉棄損と侮辱罪

- 名誉棄損罪（刑法 230 条）
公然と事実を摘示して人の名誉を棄損すること＝三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円の罰金
- 侮辱罪（刑法 231 条）事実を摘示しないで公然と人を侮辱すること＝拘留又は科料

3. 発言における品位の保持

【地方自治法 132 条】

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

- ・ 無礼の言葉—議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉
- ・ 他人の私生活にわたる言論—議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許さず、また公の問題を論じていてもその発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入った発言は許されない

4. 不規則発言

- ・ 黙認される不規則発言

議会の審議を活性化する相槌や掛け声などによる野次は、場合によってはその効用からある程度黙認

- ・ 問題となる不規則発言

明らかに発言の品位を欠いた、特定的人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない

- ・ 不規則発言に対する発言者の対応

<原則>不規則発言に対し無視して発言を続ける

<例外>発言者が看過できないような場合には、議長に対し注意を喚起する発言

5. 不穏当発言の該当基準

- ①無礼な発言
- ②他人の私生活にわたる発言
- ③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
- ④基本的人権を侵害する発言

《実 例》

- ・ 秋田県大館市議「未婚の市長とは議論できない。結婚を」と本会議で発言 (H. 28. 3)
- ・ 岐阜県議「同性愛は異常」と本会議で野次 (H. 27. 12)
- ・ 埼玉県川口市議「犬の登録数と外国人市民の数を比較」一般質問での発言 (H. 27. 12)

6. 不穏当発言とその取扱い

- ①議事運営における対応—発言の取り消しにより対応

- ②会議録における取り扱い—原則として記載する必要はない
- ③秩序違反としての対応—侮辱に対する処分要求又は懲罰による対応

◆発言取消し方法

- ①発言者自身による発言の取消しを行う場合（標準市議会会議規則65条）
- ②法129条1項に基づく議長の秩序維持権による取消し命令又は取消し留保の宣告の場合
- ③他の議員による発言取消しを要求する動議の場合

以 上